

令和5年度

第9回

上越市地域公共交通活性化協議会
議案書

| | |
|-----|---------------------------|
| 日 時 | 令和6年3月25日(月) 午後1時30分から |
| 会 場 | 市役所 木田第一庁舎 4階 401会議室 |

第2次上越市総合公共交通計画に基づく令和5年度バス路線の評価について

1 要旨

第2次上越市総合公共交通計画において、バス路線は毎年度1便当たりの利用者数を基準とした評価を行うこととしており、令和5年度の評価結果について協議するもの。

2 評価対象期間

・路線バス・乗合タクシー

令和5補助年度（令和4年10月～令和5年9月）

・市営バス

令和5会計年度（令和5年4月～令和6年3月） ⇒実績確定後、評価を行う。

3 評価方法

評価対象期間中の1便当たりの利用者数（年間の利用者数÷年間計画運行回数）を基準に評価を行う。

なお、予約型コミュニティバスは評価方法が定まっていないため、評価を行わない。

| 1便当たりの利用者数 | 評価 | |
|------------|---------|--------------|
| | 幹線 | 支線 |
| 0.9人以下 | Ⅲ運行の効率化 | Ⅰ路線廃止・互助への転換 |
| 1.0～4.9人 | | Ⅱ運行形態の転換等 |
| 5.0人以上 | Ⅳ現状維持 | Ⅳ現状維持 |

4 路線バス・乗合タクシーの評価結果と今後の対応

各路線の評価結果は、[資料1](#)（資料P1）のとおり。

評価結果に基づき、後期再編計画（案）のとおり令和6年4月以降に再編を行う。なお、後期再編計画（案）に記載している令和4年度評価結果より改善または悪化した路線は次のとおり。

| 路線名 | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 後期再編計画（案）概要 |
|----------|------------|--------------|------------|-----------|---|
| | 1便当たりの利用者数 | 評価 | 1便当たりの利用者数 | 評価 | |
| 浜線 | 0.8 | Ⅰ路線廃止・互助への転換 | 1.1 | Ⅱ運行形態の転換等 | 令和6年度（令和5年10月～令和6年9月）の実績が1.0人を上回らない場合は、令和7年4月を目途に路線を廃止し、互助による輸送への転換を検討。 |
| 山直海線（幹線） | 5.2 | Ⅳ現状維持 | 4.5 | Ⅲ運行の効率化 | 令和9年度に支線と分割し、運行区間を短縮する。 |

上越市地域公共交通活性化協議会の会則の改正について

1 要 旨

当協議会の活動の実態との整合を図るとともに、当協議会の設置根拠の一つである道路運送法の改正を踏まえ、必要な協議及び事業を実施するため規定を整備するもの

2 改正内容

(1) 現在の取組に即した見直し

① 利用促進等事業実施に係る規定の追加

当協議会では、地域にとって最適な公共交通のあり方や地域の実情に即した輸送サービス等に係る協議のほか、公共交通総合時刻表やマイ時刻表の作成、公共交通を利用しやすくするための施設や商店街との連携、バス利用促進イベントの検討など、利用促進事業にも取り組んでいることから、現在の取組内容に即して規定を追加するもの

【関係する会則の変更箇所】第 2 条、第 3 条-(4)

② 地域公共交通の検討に係る体制の整理

当協議会では、地域にとって最適な公共交通のあり方や地域の実情に即した輸送サービス等に係る協議について、13 区に設置されている地区公共交通懇話会での議論の結果を踏まえ審議を進めていることから、地区公共交通懇話会を当協議会の関係団体として位置付けるもの

【関係する会則の変更箇所】第 11 条、第 11 条-2

(2) 道路運送法改正を受けた見直し

① 運賃等協議会の設置に係る規定の追加

令和 5 年 10 月に施行された道路運送法の改正により、一般乗合旅客自動車運送事業に係る運賃・料金の協議については、現在の当協議会とは別のかたちで開催することが必要となったことから、当協議会の組織の一部として、新たに運賃等協議会を設置するもの

【関係する会則の変更箇所】第 3 条-(2)、第 3 条-2、第 10 条

3 施行日

令和 6 年 4 月 1 日

4 改正案

資料 2-1(P3) 及び資料 2-2(P7) のとおり

令和6年度事業計画（案）及び当初予算（案）について

1 要旨

令和6年度事業計画（案）及び当初予算（案）について協議するもの。

2 令和6年度事業計画(案)

| 月 | 事業計画 | 協議会開催予定 |
|----|---|--|
| 4 | | |
| 5 | | 【第1回協議会】 ・令和5年度決算及び監査報告 ・令和7年度フィーダー系統確保維持計画の作成 ・高齢者を対象とした公共交通啓発資料の作成 ・夏休み「バス乗車体験」キャンペーンの実施について ・令和5年度利用促進事業の実績報告 （・福祉タクシー導入促進事業計画の作成） |
| 6 | | |
| 7 | ・高齢者を対象とした公共交通啓発資料の作成・配布 ・夏休み小・中・高校生「バス乗車体験」キャンペーンの実施（～8月） | 【第2回協議会】 ・バスの日フェスタの実施について ・予約型コミュニティバスの実証運行の利用状況報告 |
| 8 | | |
| 9 | ・バスの日フェスタの実施 | |
| 10 | | 【第3回協議会】 ・令和6年度利用促進事業の進捗報告 |
| 11 | | |
| 12 | | 【第4回協議会】 ・令和7年4月に行うバス路線の再編協議 ・令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金の事業評価について ・地域公共交通計画の評価等結果について ・令和6年度路線バス利用状況の報告 |
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | ・総合時刻表の作成・配布 | 【第5回協議会】 ・令和7年度事業計画（案）及び当初予算（案） ・第2次上越市総合公共交通計画に基づくバス路線の評価 |
| 随時 | ・マイ時刻表の作成・配布 ・バス停留所、案内所等における表示等の多言語化の検討 ・利用促進チラシの配布（各区） | |

3 令和6年度当初予算(案)

【歳入の部】

(単位：円)

| 科 目 | 5年度 予算額 (A) | 6年度 予算額 (B) | 比 較 (B)－(A) | 予算内容 |
|------------|-------------------|-------------------|----------------|---------------------------|
| 負担金 | 1,829,000 | 1,915,000 | 86,000 | |
| 負担金(市) | 1,150,000 | 1,151,000 | 1,000 | 協議会の運営及び利用促進事業の実施に係る経費を負担 |
| 負担金(事業者) | 679,000 | 764,000 | 85,000 | 総合時刻表の作成に係る経費を負担 |
| 繰越金 | 0 | 0 | 0 | |
| 繰越金 | 0 | 0 | 0 | |
| 諸収入 | 1,000 | 1,000 | 0 | |
| 雑入 | 1,000 | 1,000 | 0 | 預金利息 |
| 計 | 1,830,000 | 1,830,000 | 86,000 | |

【歳出の部】

(単位：円)

| 科 目 | 5年度 予算額 (A) | 6年度 予算額 (B) | 比 較 (B)－(A) | 予算内容 |
|------------|-------------------|-------------------|----------------|--------------------------|
| 運営費 | 455,000 | 415,000 | ▲40,000 | |
| 会議費 | 343,000 | 340,000 | ▲3,000 | 協議会及び各区懇話会の開催に係る経費 |
| 事務費 | 112,000 | 75,000 | ▲37,000 | 事務用消耗品費及び旅費等に係る経費 |
| 事業費 | 1,375,000 | 1,471,000 | 96,000 | |
| 利用促進 | 1,375,000 | 1,471,000 | 96,000 | 総合時刻表及び公共交通啓発資料の作成等に係る経費 |
| 予備費 | 0 | 30,000 | 30,000 | |
| 予備費 | 0 | 30,000 | 30,000 | |
| 計 | 1,830,000 | 1,916,000 | 86,000 | |

第2次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）について

1 要 旨

当協議会が審議し答申した「第2次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）（案）」に関し、所定の手続きの完了と計画の策定について報告するもの。

2 所定の手続き（経過）

| 主体 | 時期 | 実施事項 | 内容 |
|-----|-----------------|---------------------|--|
| 協議会 | 11月20日 | 第6回活性化協議会 | ・計画(案)の協議・承認 |
| | | 協議結果の答申 | ・当協議会から市長に計画(案)提出 |
| 市 | 11月21日 | 庁内関係課との協議 | ・市関係課に意見聴取 |
| | 12月7日 | 市議会での審議 | ・市議会の所管委員会で計画(案)について審議 |
| | 1月10日 ～2月9日 | パブリックコメント (意見公募) | ・広く市民から計画(案)に対する意見を募集 ⇒応募4件(1人)、回答 |
| | 3月18日 ～4月17日 | パブリックコメント (結果公表) | ・応募された意見及び市の考え方の公表 …資料3-1(P13)及び3-2(P15)のとおり |
| | 3月下旬 | 計画策定・公表 | ・市長による決定 |

3 計画書

別冊のとおり

4 今後の取組（主なもの）

(1) 本計画に記載した取組の推進

- ① 路線再編や利用促進策等の実施
- ② 取組状況及び目標達成状況の評価
- ③ 必要な見直しの実施

(2) 地域公共交通計画としての運用（地域公共交通計画と補助制度の連動化）

- ① 本計画の別紙として、毎年「生活交通確保維持改善計画」を策定
- ② 本計画の評価と合わせ「生活交通確保維持改善計画」の達成状況の評価

令和5年度上越市地域内フィーダー系統補助の実績等について

1 要 旨

令和5年度上越市地域内フィーダー系統補助事業が終了したことから、国へ交付申請した補助金額について報告するもの。

2 地域内フィーダー系統補助について

陸上交通（バス・鉄道など）に対する国の補助対象事業の一つで、地域間幹線系統や鉄道駅に接続しているなどの要件を満たすバス路線（フィーダー系統）について、運行費の一部を補助する制度。

・ 主な補助要件

- ① 国庫補助対象の地域間幹線系統に接続していること、又は過疎地域におけるバス路線で幹線バス系統や鉄道駅に接続していること
- ② 新たに運行又は公的支援を開始するもの
- ③ 1回（往復）当たりの輸送量が2人以上であるもの（路線不定期運行については、計画運行回数に対する実績運行回数の運行割合が30%以上であるもの）
- ④ 赤字系統であること

3 対象期間

令和5年度：令和4年10月1日～令和5年9月30日

4 補助対象系統

・ 補助対象となる系統 9系統

- ①安塚線、②⑩島田線(1)(2)、③佐内・直江津循環線、④岡沢ルート、⑤月影・下保倉・末広ルート(1)、⑦真砂線、⑧安塚区予約型コミュニティバス、⑨牧区予約型コミュニティバス

※当初計画に記載していた⑥月影・下保倉・末広ルート(2)は、計画運行回数に対する実績運行回数の運行割合が30%に満たなかったため、補助対象外となった。

5 補助金実績

| | R4 実績 | R5 実績 | 増減の理由 |
|------|-----------|-----------|-------------------|
| 系統数 | 7 系統 | 9 系統 | 補助上限額の減額に伴う補助金額の減 |
| 補助金額 | 15,619 千円 | 14,019 千円 | |

【資 料】

- ・ 地域内フィーダー系統補助の系統毎の収支状況…………… 資料4(資料P17)

6 その他

令和6年4月より、月影・下保倉・末広ルート(1)(2)が浦川原区予約型コミュニティバスの実証運行へ移行されることに伴い、令和6年度計画に変更が生じますので、該当部分を修正の上、新潟運輸支局へ提出します。

路線バスのダイヤ改正について

1 要旨

第2次上越市総合公共交通計画に基づく再編や、学校からの要望、鉄道との接続等を踏まえ、令和6年4月1日に路線バスや市営バスのダイヤ改正を行うもの。

2 ダイヤ改正の概要

| 路線 | 改正内容 | 備考 |
|-----------------|---|----------|
| 60 安塚線 | <ul style="list-style-type: none"> 平日のうらがわら駅 6:53 発、9:58 発、13:07 発、14:42 発、17:41 発、土休日の 9:58 発を廃止 平日の保健センター前 7:11 発、10:26 発、14:11 発、15:20 発、17:03 発、土休日の 10:26 発を廃止 平日の保健センター前 18:08 発を 18:00 発に変更 | 計画に基づく再編 |
| 61 大平線 | <ul style="list-style-type: none"> 小谷島～大島コミュニティプラザ間を廃止し、路線名を「小谷島線」に変更 小谷島 6:54 発を 7:00 発に変更 | |
| 62 月影・下保倉・末広ルート | <ul style="list-style-type: none"> 予約型コミュニティバスへ転換 | |
| 大1 旭線 | <ul style="list-style-type: none"> 予約型コミュニティバスへ転換 | |
| 大2 菖蒲線 | <ul style="list-style-type: none"> 予約型コミュニティバスへ転換 | |
| 41 宮口線 | <ul style="list-style-type: none"> 平日の牧小学校前 12:39 発を 13:10 発に変更 ※上記変更に伴い、高田駅前案内所 11:10 発を 11:35 発に変更 | 学校からの要望 |
| 73 新井・板倉線 | <ul style="list-style-type: none"> 平日の板倉コミュニティプラザ前 16:45 発を 16:35 発に変更 | |
| 77 三針線 | <ul style="list-style-type: none"> 板倉コミュニティプラザ 19:19 発を 19:08 に変更 | |
| 名1 東飛山線 | <ul style="list-style-type: none"> 平日のコミュニティプラザ前 15:19 発を新設 ※新設に伴い、車両転回時間の確保等のため、東飛山 14:48 発を 14:45 発に変更 | |
| 板1 上関田線 | <ul style="list-style-type: none"> 平日の上関田 7:24 発を 7:23 発に変更 | |
| 板2 山寺薬師・菰立線 | <ul style="list-style-type: none"> 平日の猿供養寺 7:21 発を 7:18 発に変更 平日の板倉小学校 14:52 発を 14:57 発に変更 | |

| 路線 | 改正内容 | 備考 |
|------------------------------|---|---|
| 47 清里線 | ・ 平日及び休日（元日運休）の高田駅前案内所 7:50 発を 7:57 発に変更 | 鉄道との 接続 |
| 82 吉川西部循環線 （上下浜駅前経由） | ・ 上下浜駅前 18:47 発を 18:32 発に変更 | |
| 26 黒井駅線 （26a 望ヶ丘先回 り） | ・ 海洋センター前 7:02 発を 7:00 発に変更 | |
| 26 黒井駅線 （26b 北四ツ屋先回 り） | ・ 海洋センター前 12:08 発を 12:03 発に変更 | |
| 名 1 東飛山線 | ・ 平日の東飛山 12:04 発を 12:02 発に変更 | |
| 41 宮口線 | ・ 土休日の高田駅前案内所 17:25 発を減便し、高田駅前案内所 13:40 発を 15:00 発に、16:20 発を 16:55 発に変更 | 自動車運 転者の労 働時間等 の改善の ための基 準の改正 （令和 6 年 4 月 1 日施行） による変 更 |
| 44 高田・浦川原線 | ・ 土休日の高田駅前案内所 16:30 発を減便し、高田駅前案内所 12:55 発を 13:55 発に、18:00 発を 17:30 発に変更 ・ 土休日の浦川原バスターミナル 17:50 発を減便し、13:55 発を 14:55 発に変更 | |
| 47 清里線 | ・ 土休日の高田駅前案内所 12:00 発（下稲塚経由）を減便 ・ 土休日の清里区総合事務所前 12:00 発（松野木経由）を下稲塚経由に変更し、13:50 発（下稲塚経由）を減便し、15:30 発（松野木経由）を 16:05 発に変更 | |
| 4 佐渡汽船連絡バス | ・ 直江津港 13:20 発を 13:22 発に変更 | 佐渡汽船 との接続 |
| 清 1 櫛池線 | ・ 土休日の赤池 13:00 発を 11:15 発に、15:20 発を 14:50 発に変更 | 他路線と の接続 |
| 牧 2 高谷・平山線 | ・ 切光入口～切光間の運行経路を変更し、「切光上」停留所を新設 ※切光上停留所の新設に伴い、牧中学校～片町間の時刻を 4 分繰り上げ | 運行内容 の見直し |
| 43 真砂線 | ・ 高田駅前案内所 7:57 発を 8:10 発に変更 ※47 清里線の平日及び休日（元日運休）の高田駅前案内所 7:50 発を 7:57 発に変更したことに伴う変更 | その他 |

※その他の路線においても、バス停間の所要時間の見直し等によるダイヤ調整あり